

市税 納期のお知らせ

固定資産税第2期・国民健康保険税第2期の納期限は、

7月31日(金) です。

自主納付の人は、忘れずに納付をお願いします。

口座振替の人は、預金残高の確認をお願いします。

なお、納税には口座振替が便利です。お申し込みは、総合窓口センターまたは島内金融機関窓口で！

～固定資産税係からのお願い～



該当する世帯主には、7月中旬に詳しい内容を通知します。申請することにより「年金からの天引き(特別徴収)」から「口座振替による納付(普通徴収)」への変更が可能になります。

納付方法が「年金からの天引きによる納付」になる世帯主へ

	医療分 (0～74歳)	後期高齢者支援金等分 (0～74歳)	介護分 (40～64歳)
所得割 【課税所得金額×税率】	7.7% (6.1%)	2.0% (1.4%)	1.5% (1.5%)
資産割 【固定資産税額×税率】	21.7% (14.0%)	6.3% (5.6%)	4.3% (4.3%)
均等割 【1人あたり】	2万9,000円 (2万4,000円)	7,600円 (6,100円)	8,400円 (8,400円)
平等割 【1世帯あたり】	2万5,000円 (2万800円)	6,800円 (5,300円)	4,100円 (4,100円)
最高限度額	47万円 (47万円)	12万円 (12万円)	10万円 (9万円)

※下段()書きは平成20年度の税率等。

* 課税所得金額・前年中の総所得金額(収入から必要経費を控除した金額)から基礎控除(33万円)を差し引いた金額

◆国民健康保険税のお知らせ◆

税務課 ☎ 43・5022

21年度の南あわじ市国民健康保険税率等は、次のとおりです。介護分の最高限度額が9万円から10万円に変更になりました。医療分・後期高齢者支援金等分の最高限度額に変わりはありません。前年所得金額が一定基準以下の場合、その段階に応じて均等割と平等割に、7割・5割・2割軽減が適用されます。

長寿(後期高齢者)医療制度のご案内

○7月下旬に新しい被保険者証を送付します

☎ 保険課 ☎ 44-3003

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証をお送りしますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。

区分	一部負担金	自己負担限度額(月額)		該当条件
		外来(個人)	入院(世帯)	
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,400円]*	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の人 ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入が一定の金額に満たない人 (注)は、市窓口で申請することにより「一般」の区分となります。
一般	1割	12,000円	44,400円	「現役並み所得者」「低所得II」「低所得I」以外の人
低所得 II		8,000円	24,600円	「低所得I」以外の人 世帯員全員が住民税非課税 ・各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人 ・老齢福祉年金の受給者
低所得 I	15,000円			



▲被保険者証(見本)



* []内は過去12か月以内にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額

(注)○同一世帯に被保険者が1人の場合=被保険者の収入額が383万円未満

○同一世帯に被保険者が1人(収入383万円以上)で70歳以上75歳未満の人がいる場合=被保険者と70歳以上75歳未満の全員の収入合計額が520万円未満

○同一世帯に被保険者が複数いる場合=被保険者全員の収入合計額が520万円未満

※低所得I・IIの人は入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」(申請が必要)を医療機関の窓口へ提示することにより、入院(世帯)欄までのお支払いとなります。

○21年度長寿(後期高齢者)医療制度の保険料額決定通知書を送付します

《保険料の決まり方》

$$\begin{array}{l}
 \text{均等割額} \\
 \text{被保険者} \\
 \text{1人あたり} \\
 \mathbf{43,924 \text{ 円}}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{所得割額} \\
 \text{(平成20年中の} \\
 \text{総所得金額等-} \\
 \text{基礎控除額 33万円)} \\
 \times \\
 \text{所得割率 } \mathbf{8.07\%}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{保険料額} \\
 \text{(年額)} \\
 \text{上限 50万円}
 \end{array}$$

※同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が、基準額以下の場合、その段階に応じて均等割額が8.5割・5割・2割軽減されます。

《保険料のお支払い方法》

- ①対象となる年金額が年額18万円以上の人
⇒原則、年金から保険料をお支払いいただきます。(特別徴収)
- ②①以外の人
⇒口座振替、納付書などでお支払いいただきます。(普通徴収)
※口座振替が便利です!



(注)初めて当該医療保険の資格を取得された人へ
特別徴収が可能な条件を満たしている人であっても、年金からの天引きを開始するまでには6か月程度必要です。そのため、しばらくの間、年金からの天引きができません。

【納付方法】
①納付書により納付 ②口座振替により納付
*口座振替をご利用になられる場合は「口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」の提出が必要です。

子育て支援ハンドブック

☆2009年度版☆

子育て支援事業をまとめた「子育て支援ハンドブック」2009年度版を制作しました。

子どもの成長に応じて妊娠・出産・幼児の子育てなどのライフステージごと、15項目に分けて紹介しています。

※総合窓口センターや公民館、図書館などに設置しています。

☎ 少子対策課 ☎ 44・3004



ごみ減量化機器購入に助成

▽対象 市内在住者

▽対象機器

- ①「電動式生ごみ処理機」
- ②「減量容器(コンポスト)」

※家庭で処理するためのもの

▽補助金額 下表参照

▽補助条件

・一世帯一基が対象です。
・更新は、従前の機器購入後5年以上経過した場合に限ります。

▽受付 生活環境課、総合窓口センター
☎ 生活環境課 ☎ 43・5024

補助区分	補助率	補助限度額
①電動式生ごみ処理機	1/2	3万円以内
②減量容器(コンポスト)	1/2	4,000円以内

みなさんのお役に立ちます

- 植木剪定 ○大工・左官仕事 ○農作業 ○除草・草刈 ○軽作業
- 施設管理 ○清掃 ○毛筆筆耕 ○家事手伝い(掃除・洗濯・食事支度) など

お気軽に電話下さい

どんな仕事でもご相談下さい

(社)南あわじ市シルバー人材センター

〒656-0478 南あわじ市市福永 358-1 (三原庁舎内)
TEL / 0799-42-5339 FAX / 0799-42-6044

広田事業所 TEL / 0799-45-0012
福良事業所 TEL / 0799-52-0070
西淡窓口 TEL / 0799-36-2083



【広告】